

国選付添報告書【抗告審・再抗告審】(書式4-7 2021.1月版)

弁護士 一般・スタッフ (登録番号) 提出日 年 月 日

少年	氏名		裁判所名	裁判所	支部
	事件番号	年()第 号	選任日	年 月 日	
	非行事実 (罪名・罰条)				
原審記録 (右記①、②の いずれかを選択)		① ☐ 重量 → ☐ 4.5kg未満 ☐ 4.5kg～22.5kg未満 ☐ 22.5kg以上～45kg未満 ☐ 45kg以上 ② ☐ 丁数 ()丁 → ☐ 領収証等の通り(別添) ☐ 別紙【原審の記録の丁数に関する確認結果報告書】の通り			
意見書等提出		☐ 有			
決定主文		認定した非行事実(罪名) ☐ 上記と同じ ☐ 別罪→罪名() ☐ 抗告(再抗告)棄却 ☐ 原決定取消(☐ 差戻 ☐ 移送) ☐ その他()			
審判出頭日	立会時間 注)参照		審判内容		
1	年 月 日	: ~ : ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 決定言渡しのみ		
2	年 月 日	: ~ : ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 決定言渡しのみ		
注)①審判期日開始が遅れた場合は、当初の開廷予定時刻。②休廷があり、休廷時間中に在廷の必要のない場合はその時間。					
特別加算	☐ 特別案件 ※前任の国選付添人が少年の暴行、脅迫等を理由に解任された事件に選任				
非行事実なし	詳細は別紙「特別成果加算(無罪等)請求書」に記載				
示談等	詳細は別紙「特別成果加算(示談等)請求書」に記載 (要疎明資料添付)				
遠距離面会等・出張	詳細は別紙「旅費等請求書」に記載				
謄写費用	詳細は別紙「謄写料請求書」に記載				
通訳人費用	詳細は別紙「通訳料請求書」の通り				
審判準備費用	詳細は別紙「訴訟・審判準備費用請求書」に記載				
その他	☐ 事件記録の閲覧又は謄写をすることなく、第1回審判期日に立ち会った。 ☐ 第1回審判期日の前日までに、少年との面会、電話交通又は打合せを行わなかった。 (☐ ただし、接見等の申入れを行った)				
☐ 解任 ☐ 取下 ☐ 第1回審判期日 前の終局等 年 月 日 ※原審記録欄も併 せて記載。	☐ 意見書等提出済				
	☐ 意見書等未提出 ※下記に該当する活動があればチェック(検察官控訴案件を除く。) チェックがない場合、活動なしとみなす。 ※謄写費用を請求する場合は、 200枚以下でも記載(要疎明資料添付)				
	☐ ①少年との接見、電話交通又は打合せを行った。 ☐ ②原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護士からの謄写記録の引継ぎ(以下、「原審記録の閲覧等」という。)を行った。 ☐ ③原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。 ☐ ④少年との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った。 ☐ ⑤少年との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。 ※①④⑤にチェックをした場合 ☐ 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。				
	☐ 抗告(再抗告)取下げを知らずに費用を支出した(例:取下後に遠距離接見を行った等) → 知らなかった具体的な事情()				

枚

※なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。

※報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。